

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることと した会計法令の根拠 条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
鈴鹿公共職業安定 所アスベスト撤去 工事契約	支出負担行為担当 官三重労働局総務 部長 戸原 智晶 津市島崎町327-2	令和5年9月8日	株式会社朝日機器 エンジニアリング 名古屋市北区玄馬 町149番地	2180001011480	会計法第29条の3第5 項予算決算及び会計 令第99条第2号	1,716,000円	1,716,000円	100.00%					

※公益法人の区分にいて、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
令和5年度年度後 半における集中的 な就職面接会事業 委託契約	支出負担行為担当 官三重労働局総務 部長 戸原 智晶 津市島崎町327-2	令和5年9月20日	株式会社ベルテック 新宿区揚場町2番18 号	2010001028871	一般競争入札	4,643,560円	3,139,008円	67.60%				

※公益法人の区分にいて、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和5年度三重労働局職業安定部助成金センター分室オフィス家具等レンタル契約	支出負担行為担当官三重労働局総務部長 戸原 智晶 津市島崎町327-2	令和5年9月6日	エイトレント株式会社 大阪市北区茶屋町18番21号	6120001061197	会計法第29条の3第4項 (前年度から引き続き備品類を利用するものであり、入替えることとなった場合、撤去・設置に係る作業が必要となり、多額の費用が発生するため)	1,215,819円	1,013,182円	83.33%					
三重労働局不正受給調査室(旧雇用調整助成金の特例措置に伴う体制強化のための事務室)事務室賃貸借契約	支出負担行為担当官三重労働局総務部長 戸原 智晶 津市島崎町327-2	令和5年9月29日	タカノビル株式会社 津市丸之内24番16号	6190001000586	会計法第29条の3第4項(業務の応援体制の確保、資料の保管等から適しているため。)	5,544,000円	5,544,000円	100.00%					

※公益法人の区分にいて、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。